



目次

- | | |
|----------|--------------|
| ① 支部通常総会 | ④ 部会活動報告 |
| ② 行政ニュース | ⑤ 各部会行事予定 |
| ③ トピックス | ⑥ 事務局からのお知らせ |
| | ⑦ 会員名簿 |

中部支部ニュース

支部通常総会

第11回 支部通常総会



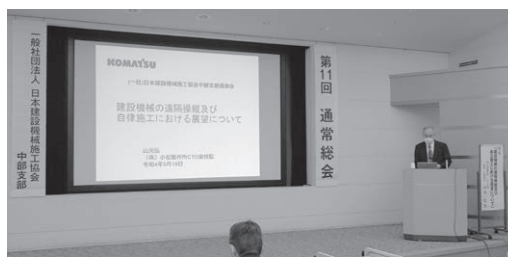
一般社団法人 日本建設機械施工協会中部支部第11回(名称変更前から通算すると第65回目)通常総会は、5月18日(水)、ウйлあいち 愛知県女性総合センターに於いて団体会員134社のうち、134社(うち委任状59社)の出席のもと開催されました。

所輝雄支部長の挨拶で始まり、その後、支部長が議長として議事を進行し、以下の議案について承認可決され、そ

の後、本部表彰規程による会長表彰、令和4年度建設機械優良技術員表彰が行われました。各表彰者は以下のとおりです。

通常総会終了後に(株)小松製作所CTO室技監(工学博士)山元 弘氏より「建設機械の遠隔操縦及び自律施工における展望について」をご講演をして頂きました。

なお、例年行っています総会終了後の懇親会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。



講演会

1. 議題

【決議事項】

- 第1号議案 令和3年度 事業報告承認の件
 第2号議案 令和3年度 決算報告承認の件
 第3号議案 1) 令和4・5年度運営委員選任に関する件
 2) 運営委員会の報告に関する件

【報告事項】

- 第4号議案 令和4年度 事業計画に関する件
 第5号議案 令和4年度 収支予算に関する件

2. 本部表彰規程による表彰

1) 支部団体会員

- (会員期間60年)1社 清水建設(株)名古屋支店
 (会員期間50年)1社 五洋建設(株)名古屋支店
 (会員期間40年)1社 瀧富工業(株)
 (会員期間30年)1社 (株)鶴見製作所中部支店
 (会員期間20年) (該当なし)

2) 永年役員

- (株)アサノ大成基礎エンジニアリング中部支社 顧問 青木 保孝 氏
 中部電力(株)技術開発本部技術企画室土建エンジニアグループ
 スタッフ課長 林 信彦 氏

3. 令和4年度 建設機械優良技術員表彰

(運転部門)1名

- 石橋建設興業(株) 中山 茂樹 様

(整備部門)2名

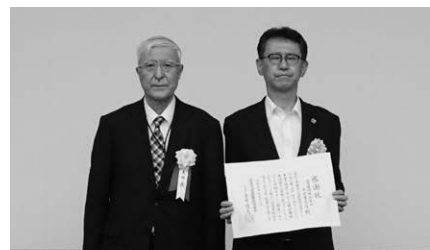
- (株)野田クレーン 山下 信行 様
 マルマテクニカ(株)名古屋事業所 中村 文俊 様

(管理部門)1名

- 鈴中工業(株) 柴田 和市 様



〈60年表彰〉



〈50年表彰〉



〈40年表彰〉



〈30年表彰〉



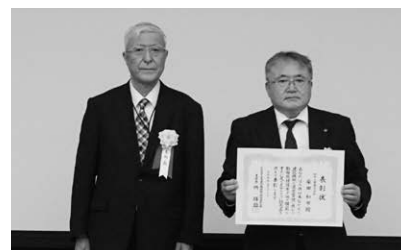
〈永年役員表彰〉



〈優良建設機械運転員表彰〉



〈優良建設機械整備員表彰〉



〈優良建設機械運営管理者表彰〉

「高地谷第1砂防堰堤完成式典」開催報告

国土交通省中部地方整備局 越美山系砂防事務所

1. 高地谷第1砂防堰堤事業の概要

平成元年9月の秋雨前線による豪雨では、揖斐川上流域で総雨量500mmを超える集中豪雨により各地で土砂災害が発生しました。特に揖斐川左支川高知川が流れる久瀬地区では、土石流の流入等により住宅の半壊1棟、床下浸水19棟、国道303号の寸断を含む道路被害24箇所、耕地被害111箇所等被害額は約19億円*と甚大な被害が発生しました。

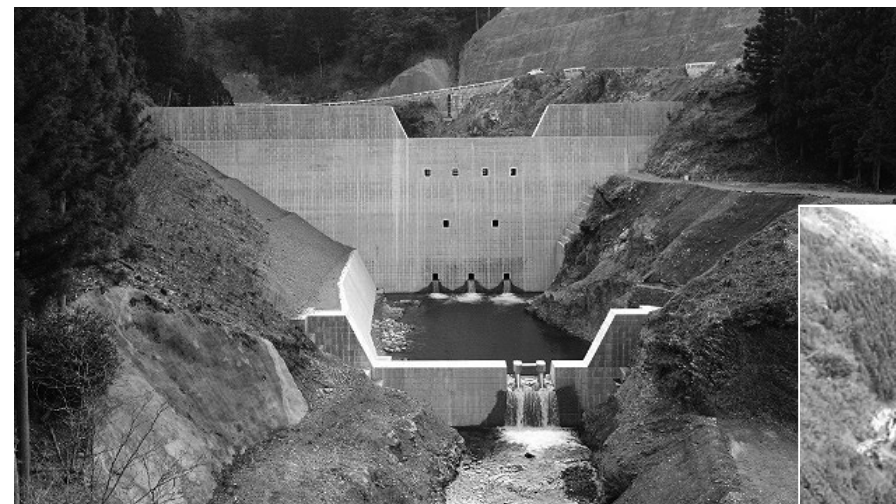
高地谷第1砂防堰堤は、下流に位置する小津地区をはじめ揖斐川本川下流域の氾濫被害を防止することを目的として平成17年(2005)に事業着手し、令和4年3月(2022)に完成しました。工期短縮、コスト削減をはかるため、現地発生土砂とセメントを混合材料とする砂防ソイルセメント工法を採用しました。本工法で施工した堰堤としては、全国で2位の高さを誇ります。



高知川支川月尾谷の土石流



家屋に迫った土石流



高地谷第1砂防堰堤



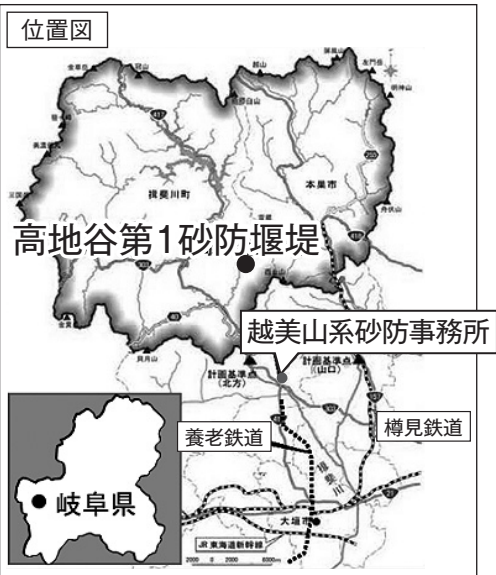
付替道路

*揖斐川町資料より

所在地：岐阜県揖斐郡揖斐川町小津地先
河川名：木曾川水系揖斐川支川高知川
形式：砂防ソイルセメント堰堤(主堰堤)
高さ 27m 長さ 87m
コンクリート 約7,000m³
砂防ソイルセメント 約17,000m³
(現地土砂：約16,000m³、セメント：約1,000m³)
施設効果量：約85,000m³

【事業の経過】

平成17年(2005年)事業着手
平成20年(2008年)工事着手
仮排水路トンネル (L=160m)
付替道路 (L=約1.1km 橋梁 3橋)
砂防堰堤本体 (H=27m L=87m)
令和4年(2022年)完成



2. 砂防ソイルセメント工法について(現地発生材の有効活用)

砂防ソイルセメント工法「INSEM」(IN-situ Stabilized Excavated Material)は、現地発生土砂とセメント(高炉セメントB種等)と水を現場内で攪拌混合し、現場重機(ブルドーザ・振動ローラー等)によって敷均し、転圧を行って、砂防施設とこれに伴う附帯施設の構築及び地盤改良に活用する工法です。

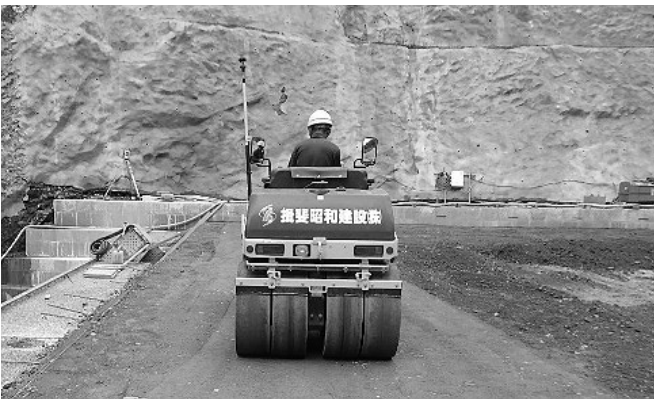
高地谷第1砂防堰堤では、主堰堤および仮排水トンネルへ導流するための上流側仮締切に活用しました。



材料の混合(掘削土とセメントを混合)



材料の敷き均し



材料の転圧

3. 完成式典の開催

令和4年4月24日(日)に、揖斐川町久瀬小津公民館で「高地谷第1砂防堰堤完成式」を開催(揖斐川町・越美山系砂防事務所共催)し、国会議員、県議会議員、町議会議員、地元関係者および施工業者等の皆様約100名が出席し、くす玉開披などが行われました。



くす玉開披の様子



式辞 吉野 睦土砂災害対策室長



共催者代表挨拶 岡部 栄一揖斐川町長



祝辞 大野 泰正参議院議員



祝辞 足立 敏之参議院議員



祝辞 大野 真義岐阜県 県土整備部長



150インチモニターで事業概要説明をする
富田 直樹事務所長

4. おわりに

本堰堤が完成を迎えることができたのは、国会議員、岐阜県議会議員の皆様、岐阜県、揖斐川町並びに地元関係者の皆様のご高配の賜物であり誌面をお借りして、厚く御礼申し上げます。

国道153号新伊勢神トンネル(仮称)着工

国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所

1. これまでの伊勢神トンネル

i) 伊世賀美隧道(延長308m・高さ3.3m・幅3.15m・標高705m)

伊勢神峠を越える初めてのトンネルとして明治30年に完成しました。当初はレンガ造のトンネルとして設計されましたが、現地の地層や湧水による崩落の可能性から、石造のトンネルに変更されたことから荷馬車による往来が可能となり、三河山間部の交通が促進されました。

※平成12年(2000)に国の登録有形文化財に指定。



伊世賀美隧道

ii) 伊勢神トンネル(延長1,245m・高さ5.1m・幅6.8m・標高640m)

モータリゼーションの発達により、それまでの「伊世賀美隧道」が狭くなり、当時の自動車交通を支える新しいトンネルの需要が増し、昭和35年(1960)に開通しました。

現在も、愛知県と長野県の広域物流を担うとともに、豊田市中心部と明川・稲武地区を結ぶ唯一の幹線道路として地域の生活を支えています。



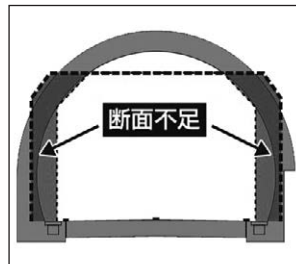
現行の伊勢神トンネル

2. 国道153号伊勢神改良事業の概要

昭和35年に開通した、現行の伊勢神トンネルが断面不足のためトンネル内での大型車同士のすれ違いが困難であることや、トンネルの前後区間にも小曲線、急勾配などの構造的問題箇所が存在していることなどから、平成24年度に愛知県豊田市明川町から小田木町に至る延長2.4kmの局部改良事業として事業化されました。

i) 事業の目標①：トンネル断面不足の解消

現在の伊勢神トンネルは昭和33年制定の道路構造令に準拠した設計となっており、現在の基準では内空断面が不足しています。中央部の高さは4.5mが確保されていますがハンチのある端部では3.5mと高さ制限になっており、さらにトンネル全体の幅員が5.3mとなっているため高さ不足と合わせて大型車両同士のすれ違いが困難な状況となっています。新トンネルでは、これらの断面不足を解消し、よりスムーズな交通を確保します。



現在の道路構造令との比較



壁面の車両の接触痕



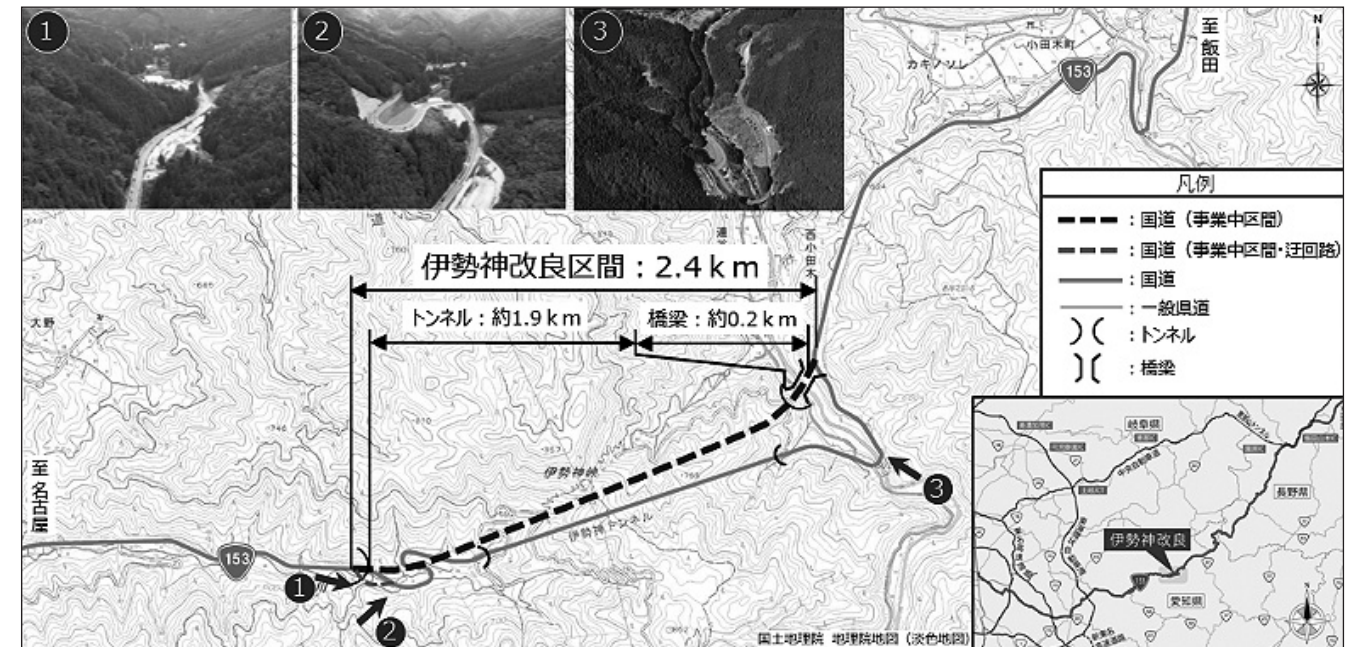
大型車同士のすれ違い状況

ii) 事業の目標②：トンネル前後区間の線形不良箇所の回避

伊勢神トンネルの前後区間には、小曲線(最小R=30m)、急勾配(最急i=8.71%)などの線形不良箇所が存在しており、大型車等の低速走行への無理な追越し、追抜きによる正面衝突事故や、車線逸脱による接触・工作物衝突、転倒等の事故も発生しています。新路線では、これらの線形不良を解消し、より安全で安心な交通を確保します。

iii) 事業の目標③：災害時に強い幹線道路としての信頼性の向上

事業対象区間は異常気象時通行規制区間に指定されており、規制区間内には道路防災点検要対策箇所が4箇所存在しています。また、周辺の県道等にも異常気象時通行規制区間があり、通行止めの際には大規模な迂回が必要となっています。新路線により災害危険性の低減が見込まれ、幹線道路としての機能確保、第1次緊急輸送路としての信頼性向上を目指します。



3. トンネル着工までのあゆみ

平成24年度に事業化され、翌年の平成25年度には幅杭を打設し用地買収に着手しました。その後、平成27年度には本格的に工事に着手し、昨年度には今回のトンネル掘削開始地点までのアプローチでもある新群界橋(仮称)が竣工したことから、この度、新トンネルの本体工事に着手することになり、令和4年5月28日に、「国道153号新伊勢神トンネル(仮称)着工式」を執り行いました。

- 平成24年度：事業化
- 平成25年度：幅杭打設・用地着手(中心杭打ち式)
- 平成26年度：用地買収完了
- 平成27年度：工事着手(安全祈願祭)
- 令和 3年度：新群界橋(仮称) 竣工
- 令和 4年度：新伊勢神トンネル(仮称) 着工

4. おわりに

国土交通省名古屋国道事務所といたしましては、安全・安心な道路の確保と地域の継続的な発展のため、トンネル工事を安全かつ着実に進め、「国道153号伊勢神改良」の一日も早い完成をめざし、関係機関と連携・協力しながら事業を推進していきます。



国道153号新伊勢神トンネル(仮称)着工式の様子

インフラDX推進に向けた中部インフラDX行動計画の策定

国土交通省中部地方整備局 中部インフラDX推進室

中部地方整備局では、これまでドローン測量やICT建機の活用など、様々なデジタル技術を積極的に導入・活用し、建設現場の安全確保、生産性の向上等に努めてきました。しかし、自然災害の激甚化・頻発化、デジタル技術の急速な進展など社会経済情勢は大きく変化しています。このような状況の変化に応じたインフラ整備や公共サービスの提供を行うとともに、建設現場の生産性の向上、働き方改革を進めるためには、インフラ分野のDXの取り組みを一層加速する必要があります。このため、中部地方整備局の各部、建設業界をはじめ、関係機関が協調して取り組みを進められるよう、①DX推進の背景、②地域住民、建設業界、職員、それぞれの観点からの目指す姿、③概ね5年間の主な取り組みを「中部インフラDX行動計画」として整理しました。



DX推進の背景

近年、全国各地で観測史上最大を超えるような雨が降り、多くの被害が発生しています。さらに今後30年の間に大きな地震が起きると想定されている中で、インフラの老朽化が懸念されています。これらへの対応を確実にこなすため、インフラの整備・維持管理、災害対応をより効率的に行う必要があります。一方で、世の中はコロナ禍を契機に世代を問わずデジタルデバイスが当たり前のものとなり、本格的なデジタル社会が到来しています。

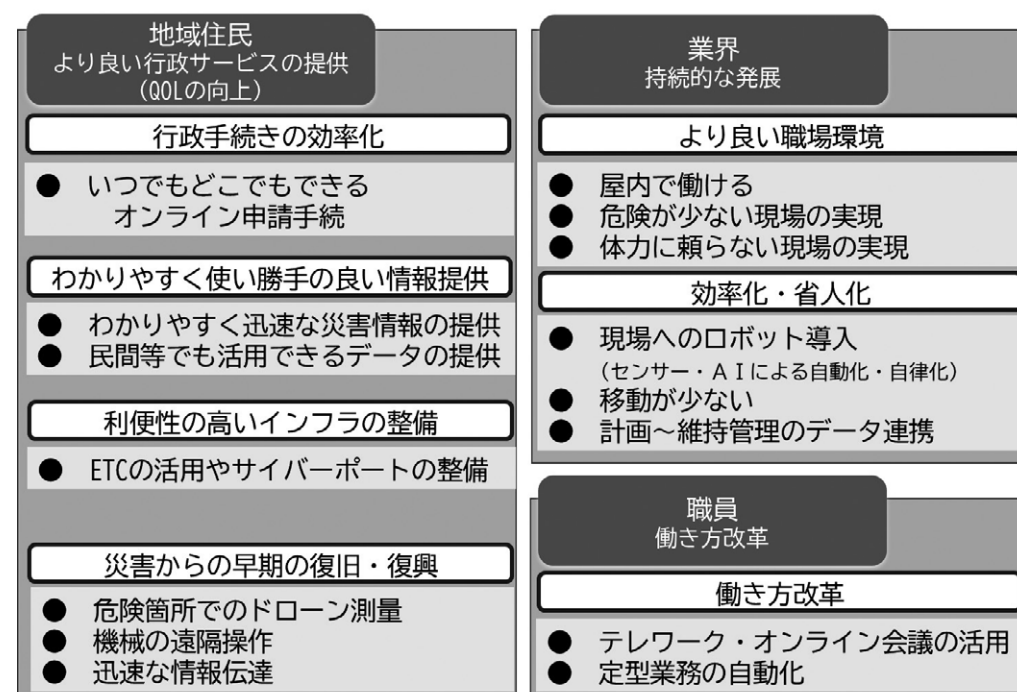
このような時代の変化、社会のニーズに応じた行政サービスの提供が求められています。



中部地方整備局インフラDXの目指す姿

最新のDXツールを活用して時代の変化、社会のニーズに応じた行政サービスを提供し、地域住民のQOLが高い魅力的な地域作りを目指します。

また、社会の基盤を支える重要な役割を担う建設業が持続的に発展できるよう若者や女性にも魅力的な職場環境とし、労働生産性の向上、職員の仕事とプライベートが充実するような働き方改革を進めます。



概ね5年間の主な取り組み

主な取り組みの一部をご紹介します、詳しくはHP (https://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/dx/data/20220421_shiryo_new.pdf) をご確認ください。



中部インフラDX行動計画

「建設業法令遵守ガイドライン」の改訂について

国土交通省中部地方整備局 建政部 建設産業課

「建設業法令遵守ガイドライン」の概要

○策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として平成19年6月に策定されました。

○本ガイドラインの内容

- I. 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の12項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示しています。
 1. 見積条件の提示等(建設業法第20条第4項、第20条の2)
 2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項)
 - 2-2. 追加工事等に伴う変更契約(建設業法第19条第2項、第19条の3)
 3. 工期
 - 3-1. 著しく短い工期の禁止(建設業法第19条の5)
 - 3-2. 工期変更に伴う変更契約(建設業法第19条第2項、第19条の3)
 - 3-3. 工期変更に伴う増加費用(建設業法第19条第2項、第19条の3)
 4. 不当に低い請負代金(建設業法第19条の3)
 5. 指値発注(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項)
 6. 不当な使用資材等の購入強制(建設業法第19条の4)
 7. やり直し工事(建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)
 8. 赤伝処理(建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項)
 9. 下請代金の支払
 - 9-1. 支払保留・支払遅延(建設業法第24条の3、第24条の6)
 - 9-2. 支払手段(建設業法第24条の3第2項)
 10. 長期手形(建設業法第24条の6第3項)
 11. 不利益取扱いの禁止(建設業法第24条の5)
 12. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存(建設業法第40条の3)
- II. 関連法令の解説として、以下の内容を掲載しています。
 - 13-1. 独占禁止法との関係について(建設業の下請取引に関する建設業法との関係)
 - 13-2. 社会保険・労働保険等について(法定福利費の確保)
 - 13-3. 労働災害防止対策について(実施者と経費の負担の明確化)

「建設業法令遵守ガイドライン」の改訂について

○改訂の背景

下請代金の支払に際して、なお多くの企業により手形等による支払いが行われており、そのサイトが十分には短縮されていないなどの現状を踏まえ、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日、中小企業庁長官、公正取引委員会事務総長)の改正通知が発出されたことを踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」のうち「下請代金の支払手段」が令和3年7月に改訂されました。

○改訂の概要

9-2. 下請代金の支払手段(建設業法第24条の3第2項)

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理した「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号)において、下請取引の適正化に努めるよう次のとおり要請されているため、元請負人はこの点についても留意しなければなりません。

- ①下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- ②手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の割引料等のコストを示すこと。*
- ③下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
※割引料等のコストについては、実際に下請事業者が近時に割引をした場合の割引料等の実績を聞くなどにより把握する方法が考えられます。

また、手形通達によって要請されている取組に加えて、「成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)」において、約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進することとされていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、約束手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意しなければなりません。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の概要

○背景・目的

建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあります。これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきましたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因と指摘されていました。

発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながります。このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として、平成23年8月に「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」が策定されました。

○ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示しています。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説しています。

1. 見積条件の提示等(建設業法第20条第4項、第20条の2)
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約(建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第1項)
 - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約(建設業法第19条第2項、第19条の3)
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約(建設業法第19条第2項、第19条の3)
3. 著しく短い工期の禁止(建設業法第19条の5)
4. 不当に低い発注金額(建設業法第19条の3)
5. 指値発注(建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第4項)
6. 不当な使用資材等の購入強制(建設業法第19条の4)
7. やり直し工事(建設業法第19条第2項、第19条の3)
8. 支払(建設業法第24条の3第2項、第24条の6)
 - 9-1. 独占禁止法との関係(「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係)
 - 9-2. 社会保険・労働保険(法定福利費)(社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約)

○周知先

- ①公共発注者(各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等)
- ②主要民間団体(経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等)
- ③建設業者団体
- ④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の改訂について

○改訂の背景

「建設業法令遵守ガイドライン」のうち「下請代金の支払手段」が前述のとおり改訂されたことに伴い、発注者と受注者との「支払い」関係に関する部分について、「発注者・受注者における建設業法令遵守ガイドライン」についても令和3年7月に所要の改訂が行われました。

○改訂の概要

8. 支払(建設業法第24条の3第2項、第24条の6)(請負代金を手形で支払う場合の留意事項)
 - 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理した「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号)において、次のとおり下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、「建設業法令遵守ガイドライン」(令和3年7月)において、元請負人はこの点についても留意しなければならないとされていることについても併せて留意することが望ましい。
 - ①下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
 - ②手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の割引料等のコストを示すこと。*
 - ③下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
※ 割引料等のコストについては、実際に下請事業者が近時に割引をした場合の割引料等の実績を聞くなどにより把握する方法が考えられます。

また、手形通達によって要請されている取組に加えて、「成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)」において、約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進することとされていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、約束手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払サイトの短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意しなければなりません。

終わりに

中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動が、令和4年度も始まりました。本活動は、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的としています。本年度は、各種相談窓口における法令違反情報の収集等、立入検査及び報告徴収の実施、建設業の法令遵守に関する周知、建設業取引適正化推進機関の実施等、関係機関との連携といった活動方針を踏まえ、更なる法令遵守の徹底に向けて適正な対応を図ってまいります。各建設企業におかれましても、建設業における法令遵守の更なる徹底にご協力くださいますようお願い致します。

国営木曽三川公園・フラワーパーク江南 Ⅱ期地区バーベキューエリアについて

国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

1. 国営木曽三川公園とは

国営木曽三川公園は、木曽三川(木曽川・長良川・揖斐川)が有する広大なオープンスペースと豊かな自然環境を活用し、東海地方の人々のレクリエーション需要の増大と多様化に対応するために設置された国営公園です。

本公園は、岐阜県、愛知県、三重県にまたがり、現在13拠点が開園しています。また開園している各拠点は「三派川地区」、「中央水郷地区」、「河口地区」の3地区に分けられ、拠点ごとに花や木などの自然を生かした景観づくりに加え、さまざまなイベントを開催しており、年間を通して多くの方に利用されています。

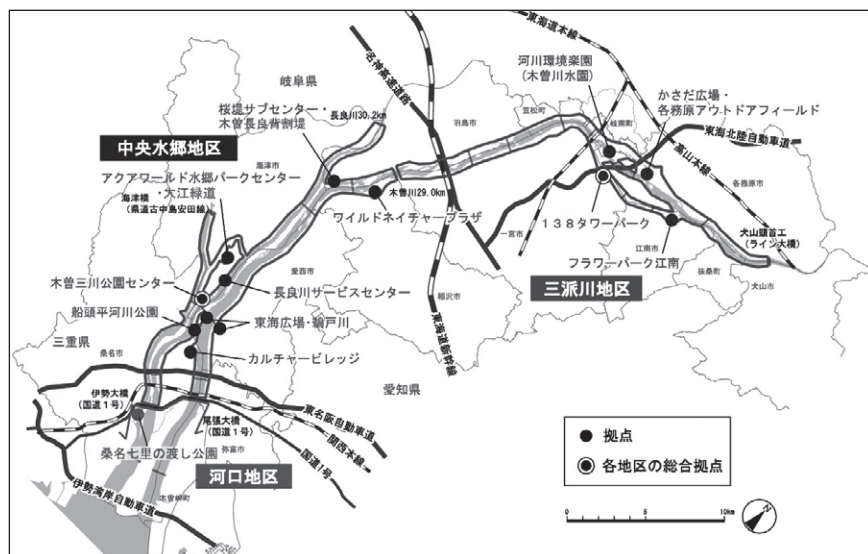
2. フラワーパーク江南の概要

国営木曽三川公園の拠点の1つ「フラワーパーク江南」は三派川地区に属し木曽川の河口から約50km付近、愛知県江南市に整備された公園です。

平成15年度より「花とみどりの学習」をテーマとして整備に取りかかり、平成19年10月に「都市緑化の学習拠点」として開園しました。都市生活において、ゆとりとうるおいを実感できる花と緑豊かな環境を創出し、多くの方々が参加・体験でき、美しい花や豊かな緑にふれあい、自然を身近に感じていただけることを目指し、季節や環境などに応じた緑化・花卉修景・花とみどりに関する展示紹介や体験活動を行っています。また、ボランティア団体と協同・連携し、みどりの質の確保、五感で楽しめる園芸の充実を図っています。

また現在、既供用エリアの拡張(Ⅱ期地区)に向け、鋭意整備を進めているところです。

また現在、既供用エリアの拡張(Ⅱ期地区)に向け、鋭意整備を進めているところです。



国営木曽三川公園



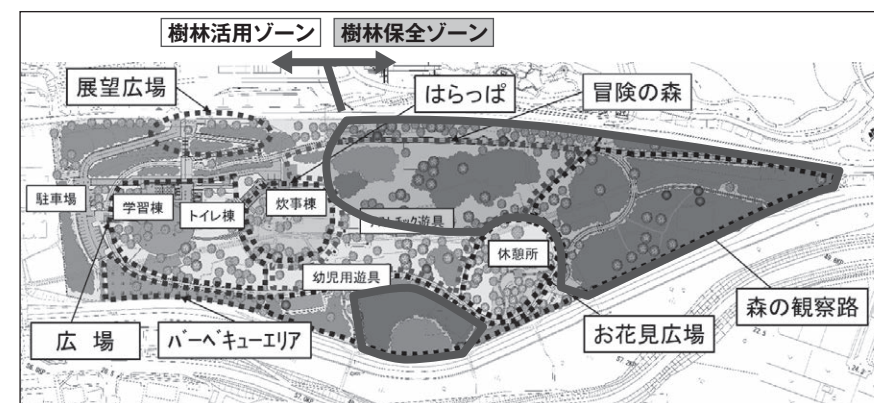
フラワーパーク江南



ボランティアによる活動(花壇の手入れ)

3. Ⅱ期地区について

Ⅱ期地区は、樹林の散策、植物観察、自然とふれあえ、遊べる、「故郷の森」をテーマとしており、すでに開園している公園(Ⅰ期地区)に隣接し、拡張面積は約9.5haとなります。「樹林保全ゾーン」と「樹林活用ゾーン」の2つにゾーニングし、樹林保全ゾーンは、既存の樹林内で自然を観察する場、樹林活用ゾーンは、自然学習や遊びの場をコンセプトとし、今秋の開園を目指しているところです。



Ⅱ期地区コンセプト



フラワーパーク江南Ⅱ期地区(R4.4撮影)

4. バーベキューエリアについて

樹林活用ゾーンには、地元の要望を踏まえ、バーベキューエリアの整備を進めていますが、より利用者のニーズに即したサービスが行えるよう、民間事業者と連携していくこととし、バーベキューエリアの整備・運営に関する民間事業者の公募を8月に予定しているところです。また公募に先立ち、より参入しやすい公募条件を把握するとともに、実現性の高い事業内容を検討するため、バーベキュー事業の市場性の有無や事業スキームに対する民間事業者の意向等を把握するマーケットサウンディング調査(現地説明会、個別対話)を6月に実施しました。



マーケットサウンディング調査(現地説明会)

5. おわりに

公園利用者のニーズの多様化や経済情勢の変化が生じる中、よりニーズに即した良質なサービスを行っていくためには、民間事業者が有するノウハウ等を活用していくことが重要となっています。このような中、今回実施するバーベキューエリアでの公募で得られる知見等を活用しながら民間事業者との連携を深め、国営木曽三川公園の整備、管理運営を計画的に行っていく所存です。

国道41号石浦バイパス整備効果について

国土交通省中部地方整備局 高山国道事務所

1. 国道41号石浦バイパスの概要

国道41号石浦バイパスは、高規格道路「高山下呂連絡道路」の一部を構成し、現道41号の渋滞緩和、落石危険箇所の回避及び地域連携等を目的に計画された道路であり、宮高山バイパス、宮峠トンネルから構成されています。

2. 宮峠トンネルの経緯

宮峠トンネルは、平成15年度に事業化し、平成27年8月に工事着手しました。この後、平成28年6月のトンネル本体工事の着工、平成30年9月のトンネル貫通を経て、令和2年12月12日に開通しました。

3. 宮峠トンネルの開通効果

①開通前の課題

宮峠トンネルと並行する現道区間では、以下の課題がありました。

- ・積雪時の大型車のスタックによる通行止め(写真-1、図-2)
- ・急勾配、急カーブ区間が連続する事による交通事故の多発(図-3)
- ・救急搬送時の通行止めに伴う搬送時間の遅れや急カーブ区間を走行する事による患者への負担増

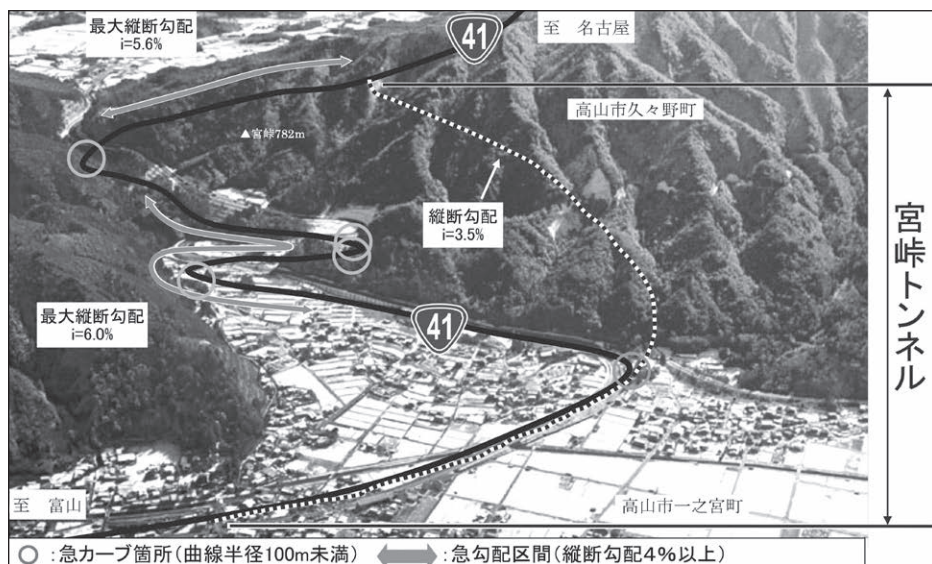


図-3 併行する現道区間の急カーブ・急勾配区間

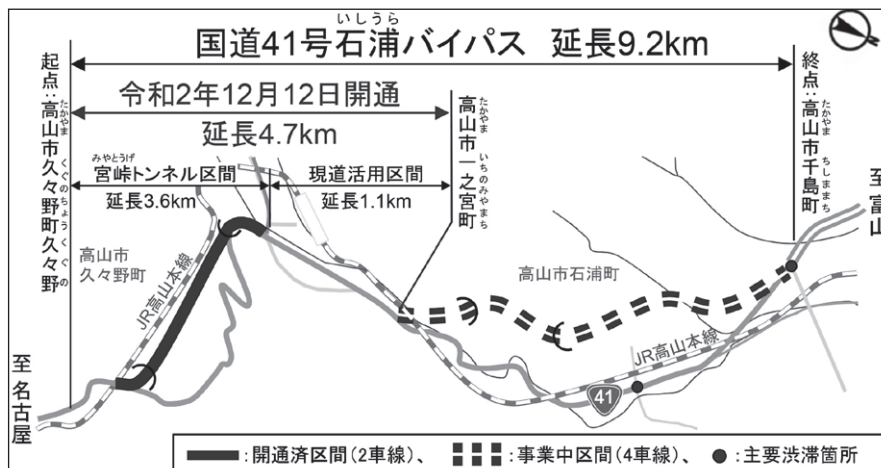


図-1 石浦バイパス全体図



写真-1 旧国道41号[宮峠]の通行止めによる交通混雑状況(開通前：H26.12.18)

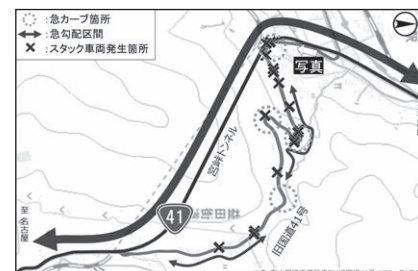


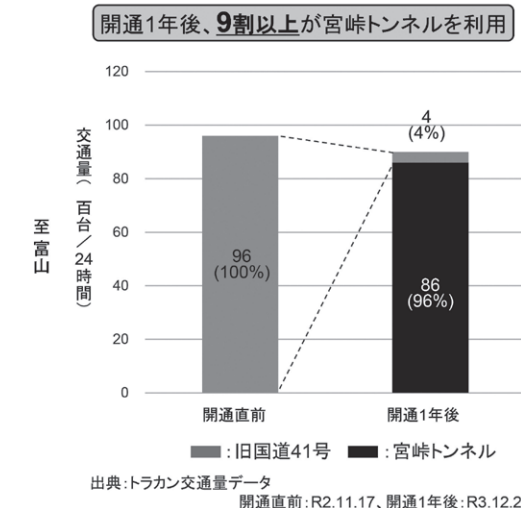
図-2 宮峠トンネル周辺の拡大図

②開通による効果

開通1年後の交通量は、宮峠トンネルを9割以上の交通が利用しています。また、利用者からは「線形不良区間の回避による時間短縮、安全性向上、定時性向上の効果が大きい」との声を頂いています。(図-4)

特に開通前の旧国道41号宮峠では、大雪による通行止めが発生し、冬期の脆弱なネットワークが課題でした。平成26年の大雪時は、E41東海北陸道と国道41号宮峠区間の同時通行止めが発生し、太平洋と日本海を結ぶ南北軸が麻痺しました。しかし、宮峠トンネル開通後の令和4年1月の大雪時には、E41東海北陸道は長期間の通行止めとなったものの、この区間は通行止めとならず、大型車等の必要な交通が迂回でき、国道41号が南北軸の迂回路として機能しました。また、開通後、この区間においては積雪に伴う通行止めは発生していません。(図-5)

●開通1年後の交通量



出典：トラカン交通量データ 開通直前：R2.11.17、開通1年後：R3.12.21

●利用者の声

宮峠トンネルは、線形不良区間の回避による時間短縮、安全性向上、定時性向上の効果が大きいと感じています。



図-4 開通1年後の交通量



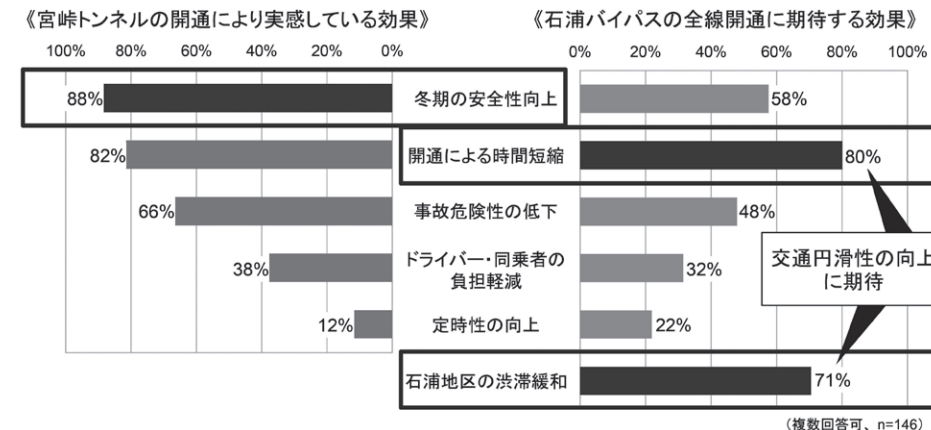
図-5 宮峠トンネル開通後の通行止め時の状況

4. 宮高山バイパスへの期待

残る宮高山バイパスの現道区間には、主要渋滞箇所が存在し、渋滞の課題が残されています。宮峠トンネル開通後のアンケート調査においても、地域の方より渋滞緩和に期待する声が寄せられています。(図-6)

引き続き、地域の皆様の協力を得ながら、石浦バイパスの全線開通に向け、事業を推進して参ります。

●アンケート結果



●利用者の声(アンケート結果より)

宮峠トンネルの開通は、線形不良区間の回避による冬期の安全性向上、時間短縮の効果が大きいと感じています。

石浦地区の渋滞緩和につながるため、残る事業中区間の開通に期待しています。



図-6 アンケート結果

企画部会

令和4年度建設機械優良技術員表彰

月 日：5月18日(水)
受賞者：優良建設機械運転員1名
優良建設機械整備員2名
優良建設機械運営管理者1名

広報部会

中部支部ニュース第41号

8月に発刊

災害対策部会

令和4年度天竜川上流総合水防演習

月 日：5月22日(日)
演習参加会員：コマツカスタマーサポート(株)中部カンパニー
展示参加会員：コマツカスタマーサポート(株)中部カンパニー、
(株)シーティーエス、(株)中部テクノス
会 場：長野県飯田市川路地先

愛知ブロック前期災害対策用機械操作訓練

月 日：6月16日(木)、17日(金)、
7月17日(金)、28日(木)
参 加 者：災害対策用機械運転支援協定協力会員
会 場：中部技術事務所構内

DX・施工部会

建設機械施工管理技術検定試験(学科)

月 日：6月19日(日)
会 場：名古屋芸術大学東キャンパス
受 験 者：1級278名、2級639名

建設機械整備技能検定試験

月 日：6月21日(火)～6月24日(金)
会 場：愛知県小牧市ポリテクセンター中部
受 験 者：1級35名、2級134名

建設ICT出前授業

月 日：6月28日(火)
場 所：中部インフラDXセンター
(中部技術事務所構内)
受 講 者：名城大学
学生38名 院生・教授等5名 合計43名
講 師：(株)シーティーエス
甲信営業部長 中山 俊彦 氏
ICTを活用した建設技術



令和4年度 各部会の行事予定

	春 (4月～6月)	夏 (7月～9月)	秋 (10月～12月)	冬 (1月～3月)	備 考
企画部会					
建設機械優良技術員表彰	5/18(水) (支部総会時)				
広報部会					
支部ニュース		8月下旬			
支部だより			12月下旬		
工事現場見学会					中 止
建設施工研修会(映画会)		9/21(水)			
新機種・新工法発表会					会員会社の申込により随時開催
技術・調査部会					
講演会	5/18(水) (支部総会時)				
技術講演・発表会			11/21(月)		
ICTを活用した建設技術出前授業					申込により随時開催
ICTを活用した建設技術出前講習会					〃
DX・施工部会					
建設機械施工管理技術検定試験(筆記)	6/19(日)				1級・2級
建設機械施工管理技術検定試験(実技)		9/2(金) ～9/5(月)			1級・2級
建設機械整備技能検定実技試験	6/21(火) ～6/24(金)				
道路除雪講習会			11/2(水):高山 11/10(木):名古屋		
建設機械施工管理技術検定試験(筆記)				1/15(日)	2級
災害対策部会					
愛知県ブロック前期 災害対策用機械操作訓練	6/16(木) 6/17(金)	7/17(金)・7/28(木) 9/5(月)・9/6(火)			
愛知県ブロック後期 災害対策用機械操作訓練			11月		
災害又は事故における中部地方整備局所管 施設等の応急対策の支援に関する協定					災害応急支援随時
広域災害等における災害対策用機械 の運転支援に関する協定					災害応急支援随時

発刊図書一覧

(令和4年8月現在)

発行年月	図書名	一般価格(税込)	会員価格(税込)	送料
R 4 年 5月	橋梁架設工事の積算 令和4年度版	11,000	9,350	900
R 4 年 5月	大口径岩盤削孔工法の積算 令和4年度版	6,600	5,610	700
R 4 年 5月	よくわかる建設機械と損料2022	6,600	5,610	700
R 4 年 4月	令和4年度版 建設機械等損料表	8,800	7,480	700
R 4 年 3月	日本建設機械要覧 2022年版	53,900	45,100	900
R 3 年10月	道路除雪施工の手引(「道路除雪オペレータの手引」改題)	4,950	3,960	700
R 3 年 5月	橋梁架設工事の積算 令和3年度版	11,000	9,350	900
R 3 年 1月	情報化施工の基礎 ～i-Constructonの普及に向けて～	2,200	1,870	700
R 2 年 5月	令和2年度版 建設機械等損料表	8,800	7,480	700
R 2 年 5月	大口径岩盤削孔工法の積算 令和2年度版	6,600	5,610	700
R 2 年 5月	よくわかる建設機械と損料2020	6,600	5,610	700
H29年 4月	ICTを活用した建設技術(情報化施工)	1,320	1,100	700
H26年 3月	情報化施工デジタルガイドブック 【DVD版】	2,200	1,980	700
H25年 6月	機械除草安全作業の手引き	990	880	250
H23年 4月	建設機械施工ハンドブック(改訂4版)	6,600	5,604	700
H22年 7月	情報化施工の実務	2,200	1,885	700
H21年11月	情報化施工ガイドブック2009	2,420	2,200	700
H20年 6月	写真でたどる建設機械200年	3,080	2,608	700
H19年12月	除雪機械技術ハンドブック	3,143		700
H18年 2月	建設機械施工安全技術指針・指針本文とその解説	3,520	2,933	700
H15年 7月	建設施工における地球温暖化対策の手引き	1,650	1,540	700
H15年 6月	道路機械設備 遠隔操作監視技術マニュアル(案)	1,980		700
H15年 6月	機械設備点検整備共通仕様書(案) 機械設備点検整備特記仕様書作成要領(案)	1,980		700
H15年 6月	地球温暖化対策 省エネ運転マニュアル	550		250
H13年 2月	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	6,600	6,160	700
H12年 3月	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	2,724	2,410	700
H11年10月	機械工事施工ハンドブック 平成11年度版	8,360		700
H11年 4月	建設機械図鑑	2,750		700
H 9 年 5月	建設機械用語集	2,200	1,980	700
H 6 年 8月	ジオスペースの開発と建設機械	8,382	7,857	700
H 6 年 4月	建設作業振動対策マニュアル	6,286	5,657	700
	建設機械履歴簿	419		250

※価格には消費税(10%)が含まれております。

※送料は複数冊の場合変わります。

(単位:円)

問い合わせ先

(一社)日本建設機械施工協会 中部支部

名古屋市中区丸の内三丁目17-10 三愛ビル5階
TEL(052)962-2394 FAX(052)962-2478
http://www.jcmanet.or.jp/chubu

会員名簿(135社)

令和4年8月現在

電力会社(1社)

中部電力(株)

製造業(30社)

(株)IHIインフラシステム中部営業所
宇野重工(株)名古屋営業所
(株)荏原製作所中部支社
(株)共栄社
(株)クボタ中部支社
コベルコ建機日本(株)中部支社
佐藤鉄工(株)名古屋営業所
(株)三協メカニック
(株)篠田製作所
ゼニヤ海洋サービス(株)東日本営業部
ダイハツディーゼル(株)名古屋支店
大和機工(株)
(株)鶴見製作所中部支店
(株)電業社機械製作所名古屋支店
(株)西島製作所名古屋支店

仲山鉄工(株)
西田鉄工(株)名古屋営業所
日東河川工業(株)東海営業所
日本キャタピラー(同)
日本車輛製造(株)
阪神動力機械(株)
範多機械(株)
日立建機日本(株)中部支社
(株)日立インダストリアルプロダクツ中部支店
日立造船(株)中部支社
豊国工業(株)中部支店
豊和工業(株)
(株)前田製作所名古屋支店
(株)丸島アクアシステム名古屋営業所
(株)丸徳鉄工

建設業(77社)

アイトム建設(株)
あおみ建設(株)名古屋支店
(株)新井組名古屋支店
(株)安藤・間名古屋支店
石橋建設興業(株)
荏原商事(株)中部支社
(株)オカシズ
大林道路(株)中部支店
(株)奥村組名古屋支店
奥村組土木興業(株)
(株)ガイアート中部支店
鹿島建設(株)中部支店
鹿島道路(株)中部支店
(株)加藤建設
加藤建設(株)
神野産業(株)
(株)川瀬組
岐建(株)
(株)キクテック
(株)國井組
(株)熊谷組名古屋支店
(株)鴻池組名古屋支店
五洋建設(株)名古屋支店
(株)近藤組
佐藤工業(株)名古屋支店
(株)佐藤渡辺中部支店
山旺建設(株)
サンリツ工業(株)
(株)施設技術研究所
シブキヤ建設(株)
清水建設(株)名古屋支店
鈴中工業(株)
西濃建設(株)
大旺新洋(株)名古屋支店
太啓建設(株)
大成建設(株)名古屋支店
大日本土木(株)
大有建設(株)
高田建設(株)

中日建設(株)
中部ロード・メンテナンス(株)
(株)テクアノーツ中部事業所
東亜建設工業(株)名古屋支店
東亜道路工業(株)中部支社
東急建設(株)名古屋支店
東洋建設(株)名古屋支店
徳倉建設(株)
(株)所組
戸田建設(株)名古屋支店
飛鳥建設(株)名古屋支店
長坂建設興業(株)
中村建設(株)
名古屋電機工業(株)インフォメックス営業本部営業部中部支店
西松建設(株)中部支店
(株)NIPPO中部支店
日本道路(株)中部支店
日本ハイウエイ・サービス(株)名古屋支店
日本ロード・メンテナンス(株)名古屋営業所
(株)野田クレーン
(株)フジタ名古屋支店
福田道路(株)中部支店
藤城建設(株)
(株)不動テトラ中部支店
富士ロードサービス(株)
前田道路(株)中部支店
水谷建設(株)
水野建設(株)
三井住友建設(株)中部支店
みらい建設工業(株)中部支店
村本建設(株)名古屋支店
名工建設(株)
矢作建設工業(株)
(株)山辰組
ヤマダイインフラテクノス(株)
吉川建設(株)名古屋支店
若築建設(株)名古屋支店
(株)渡邊組

商事会社(7社)

(株)NTジオテック中部 英和(株)名古屋営業所 大竹建機産業(株) (株)快適空間FC	コマツカスタマーサポート(株)中部カンパニー (株)千代田組中部支店 福井コンピュータ(株)中部営業所
---	---

機械整備業(4社)

住友建機販売(株)住友建機教習所 (株)整備工場東海葵工場	ブルドーザー整備(株) マルマテクニカ(株)名古屋事業所
----------------------------------	---------------------------------

コンサルタント業(3社)

(株)アサノ大成基礎エンジニアリング中部支社 エースコンサルタンツ(株)中部支店	(株)中部テクノス
---	-----------

レンタル業(4社)

(株)アクティオ名古屋支店 瀧富工業(株)	西尾レントオール(株)中部支店 (株)丸建サービス
--------------------------	------------------------------

その他(9社)

(株)内田商会 (株)建設システム サイテックジャパン(株) (株)シーティーエス名古屋支店 (株)東京建設コンサルタント中部支社	(株)トプコンソキアポジショニングジャパン 日本工営都市空間(株) (一社)日本鋼構造物循環式プラスト技術協会 リーグルジャパン(株)
---	--

事務局移転のご案内(予定)

この度当支部は 令和4年11月28日(月)より

下記へ移転し業務を行う予定です

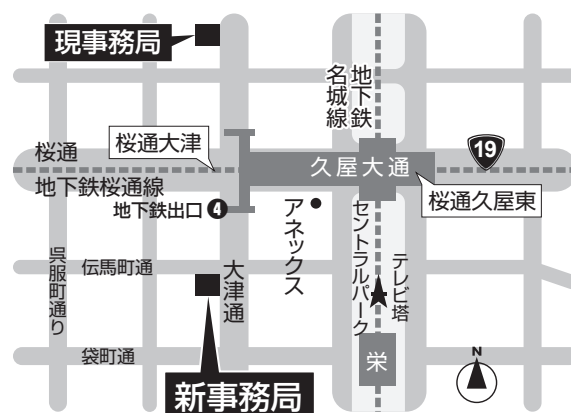
移転先 〒460-0003 名古屋市中区錦3-7-9
太陽生命名古屋第2ビル 7階

電 話 (052)962-2394

F A X (052)962-2478

※電話・FAXについては、以前と変更ありません。

業務開始日 令和4年11月28日(月)



編 集 後 記

2019年(令和元年)6月、新・担い手3法が、建設産業における働き方改革の促進や建設現場における生産性向上など、建設業を取り巻く新たな課題に対応して、建設産業が将来にわたって持続的に活躍できる環境を整備する必要性が生じた背景のもと、品確法及び建設業法・入契法が再び一体改正されました。

その後3年が経過し、i-Construction等の新技術の活用、長時間労働の是正、女性活躍の推進など全国的に展開されてきています。

さて、本稿第41号では、新・担い手3法に関する最近の動きとして、下請代金の支払いの更なる適正化に関する「建設業法令遵守のガイドラインの改訂(令和3年7月)」について、背景や概要の紹介、またインフラ分野のDX推進を加速するため、中部地方整備局によるDX推進の概ね5年間の主な取り組みをまとめた「中部インフラDX行動計画(令和4年4月公表)」などについて掲載しました。参考にして頂きたいと思います。

最後になりましたが、令和4年の中部支部ニュース発行にあたりご多忙の中「行政ニュース、トピックス」などを寄稿していただきました皆様方に一同、謹んで御礼申し上げます。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大が続いている中、新たに「サル痘(サル痘ウイルスによる急性発疹性疾患)」が欧米等を中心に世界各地で確認されています。蒸し暑い日が続きますが、会員の皆様のご健康をこころより祈念しております。

編集部一同